

郵便局株式会社の新規事業

～店頭物販サービスの開始／JPローソン展開～

平成 20 年 8 月 21 日

郵便局株式会社

目次

1 店頭物販サービスに関する 株式会社ローソンとの取組み	・・・2－3
2 当面の出店スケジュール	・・・4
3 収納代行業務について	・・・5－6
参考資料 店舗写真	・・・7－8

1 店頭物販サービスに関する株式会社ローソンとの取組み

○背景

民営化直後より、郵便局株式会社の新規ビジネスとして、郵便局での物販サービスを検討してきたが、その一環として、本年2月に株式会社ローソンと日本郵政株式会社との間で締結された総合的提携に関する合意に基づき、本年8月から、株式会社ローソンと共同で店頭物販サービスの試行展開を開始。

○コンビニエンスストア「ローソン」について

コンビニチェーンの中で、唯一47都道府県に出店しており、又、「マチのほっとステーション」をスローガンに、地域に根ざした展開を行っていることから、郵便局ネットワークとの親和性が高い。

○株式会社ローソンと取り組むメリット

郵便局株式会社にて物販サービスを行う為には、下記のインフラが必要となる。

- ・物販に必要な販売システム
- ・商品/サービスのメニュー選択
- ・商品を郵便局まで届ける物流網
- ・「仕入－売上」に耐えうる財務会計システム
- ・販売員の教育体制

上記について、株式会社ローソンとフランチャイズ契約を締結することにより、ローソンのノウハウ／システムを活用することができ、独自に構築することなく物販サービスを開始することが可能。

1 店頭物販サービスに関する株式会社ローソンとの取り組み

○取り組み内容

平成21年3月末までの期間を試行期間と位置づけ、2パターンの店舗形態により、収益性・立地特性・店舗規模・商品構成などの検証を実施。

○展開パターン

■**通常店舗** : 規模(30坪程度)、営業時間(365日24時間)、商品構成は通常のローソンスストアと同等の店舗

※ 既存のポスタルローソンの経営をローソンから郵便局会社に移管。

(ポスタルローソンは、民営化以前よりローソンに店舗スペースを賃貸しローソンの経営にて運営されていた店舗)

■**スモール店舗**: 規模(5～15坪)、営業時間(郵便窓口営業時間)、商品構成は通常のローソンスストアと異なる店舗

※ 郵便局の待合いコーナーの空きスペースを活用して新規に展開。

2 当面の出店スケジュール

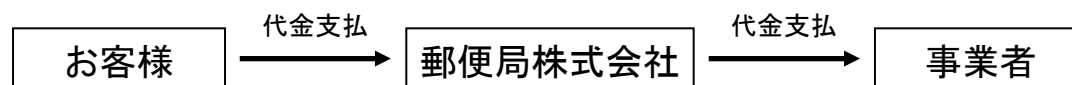
タイプ	オープン日(移管日)	店舗名	営業時間	売場坪数
通常店舗	平成20年8月1日	ポスタルショップ 日本郵政本社店	平日 8時～20時	約30坪
スモール 店舗	平成20年8月6日	JPローソン 日本橋郵便局店	平日 9時～19時 土曜 9時～17時	約8坪
スモール 店舗	平成20年8月13日	JPローソン 美浜郵便局店	平日 9時～19時 土曜 9時～15時	約9坪
スモール 店舗	平成20年8月20日	JPローソン 川越西郵便局店	平日 9時～19時 土曜 9時～17時	約12坪
スモール 店舗	平成20年8月20日	JPローソン 平塚郵便局店	平日 9時～19時 土曜 9時～15時	約6坪
スモール 店舗	平成20年8月27日	JPローソン 印西郵便局店	平日 9時～19時	約17坪
スモール 店舗	平成20年8月27日	JPローソン 千葉中央郵便局店	平日 9時～19時 土曜 9時～17時 日曜 9時～12時30分	約9坪
通常店舗	平成20年9月1日	JPローソン 東京通信病院店	平日・土・日・祝日 7時～22時	約35坪

3 収納代行業務について

- 今回展開する2つのパターンの内、『通常店舗』はローソンからの経営移管により既存店舗を引き継ぐ形式を取る事から、原則、既存のサービスを継承。
- その継承サービスの中で、「収納代行業務」が、新たに郵便局株式会社法第4条第4項に規定する届出を要する業務に該当。
- 『通常店舗』において、引き続き、お客様に収納代行業務を提供できるよう、7月25日付けで、郵便局株式会社法第4条第4項に規定された届出を実施。

〔収納代行業務とは〕

郵便局株式会社がお客様から代金を一旦お預かりした上で事業者を支払う業務



3 収納代行業務について

収納代行サービスの実施による、同業他社への配慮

- 同種の業務を営む事業者として金融機関及びコンビニエンスストア等が考えられるが、その業種はすでに多数の店舗が存在し、お客様も購入シーンにより店舗を選択しているのが現状である。この業務は、既に代替施設も多く競争が激しい都市部において、数局程度と少数の郵便局で開始することから、既に競争状況下にある同種の業務を営む事業者である金融機関及びコンビニエンスストア等への影響は小さく、これらの者の利益を不当に害することにはならないと考える。
- このように、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害するような事態は生じないと考えられるが、これらの事業者の利益を不当に害することがないよう配慮する。

《通常店舗》 ※ローソン経営から郵便局会社経営へ移管



ポータルショップ°日本郵政本社店

※8月1日より経営移管



ローソン東京逡信病院店

※9月1日より経営移管

《スモール店舗》 ※郵便局の待合いコーナーの空きスペースを活用して展開



JPローソン日本橋郵便局店

※8月7日OPEN



JPローソン美浜郵便局店

※8月13日OPEN